

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付等)</p> <p>第八条 センターの設備を利用し、又はセンターに試験等を依頼する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の種別及び額は、別表に掲げる種別及び金額を超えない範囲内で知事が別に定める。ただし、同表により難い使用料等については、実費を基準として知事が定める。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により使用料等を納付すべき者が<u>広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県</u>に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の使用料等の額は、前項に定める額の二倍に相当する額とする。</p>	<p>(使用料等の納付等)</p> <p>第八条 センターの設備を利用し、又はセンターに試験等を依頼する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の種別及び額は、別表に掲げる種別及び金額を超えない範囲内で知事が別に定める。ただし、同表により難い使用料等については、実費を基準として知事が定める。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により使用料等を納付すべき者が<u>県内</u>に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の使用料等の額は、前項に定める額の二倍に相当する額とする。</p>